

平成28年度

熊野町農業委員会

議事録

第4回

熊野町農業委員会

平成28年度第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成28年7月20日(水)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(11人)

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 委員 | 3番 | 藤友 | 正男 |
| 委員 | 5番 | 伊藤 | 忠治 |
| 委員 | 6番 | 荒瀧 | 穂積 |
| 委員 | 7番 | 立花 | 宏保 |
| 委員 | 8番 | 益永 | 透 |
| 委員 | 9番 | 中原 | 裕侑 |
| 委員 | 10番 | 原 | 恭博 |
| 会長職務代理者 | 11番 | 中村 | 家隆 |
| 委員 | 12番 | 植野 | 宣博 |
| 委員 | 13番 | 民法 | 正則 |
| 会長 | 14番 | 中須 | 岩登 |

4. 欠席委員(3人)

| | | | |
|----|----|-----|----|
| 委員 | 1番 | 伊藤 | 昭博 |
| 委員 | 2番 | 南田 | 正孝 |
| 委員 | 4番 | 小田原 | 勝好 |

5. 議事録署名委員(2人)

| | | | |
|----|-----|----|----|
| 委員 | 13番 | 民法 | 正則 |
| 委員 | 3番 | 藤友 | 正男 |

6. 農業委員会事務局職員

| | | |
|----------|-----------|--------|
| 事務局長 | 曾根 | 和典 |
| | (代理出席:主幹) | 穂坂 俊彦) |
| 農業委員会 書記 | 荻野 | 孝雄 |
| 主事 | 山本 | 耕平 |

議事録

議長

おはようございます。

ただいまの出席委員は11名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成28年度 第6回農業委員会を開会いたします。

議長

はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。

議長

13番の民法委員と3番 藤友委員を指名します。

議長

それでは、議事日程に従って審議に入ります。
事務局より本日の議事日程を朗読させます。

事務局

議事日程 平成28年度第4回熊野町農業委員会中、下記による事件を付議する。平成28年7月20日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

日程第1 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」

日程第2 議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

日程第3 議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

日程第4 議案第13号「土地改良届について」

日程第5 議案第14号「熊野町農業振興地域整備計画の一部変更について」 以上になります。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

議長

事務局より議案の朗読をお願いします。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 平成28年7月20日提出、熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p> |
| 事務局 | <p>番号 農地の所在 初神 、 地目 登記簿 畑、現況 畑、面積 101㎡、権利種別 3条無償移転、 譲渡人氏名 歳 熊野町初神 申請事由 労働力不足による 譲受人氏名 歳 外名 熊野町初神 、申請事由 経営規模の拡大 以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。 それでは、地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。 委員お願いします。</p> |
| 委員 | <p>はい、15日に事務局の方と現場の方に行ってきました。 この畑は、譲受人の家のすぐ裏手にある傾斜地の小さい畑で、現在作物等も作付けしてありますが、作ってらっしゃる方が別の方で、その方がもう作ることができないと言うことで、今回このような事案になりました。 特に問題ないと思います。審議のほどお願いします。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。 当案件について、何か質問はございませんか。</p> |
| 議場 | <p>(全員：質問なし)</p> |
| 議長 | <p>質問がないということでもいいですか。</p> |
| 議場 | <p>(全員：質問なし)</p> |
| 議長 | <p>はい、質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。</p> |

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」は許可することに決定しました。

議長

次に、日程第2、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局

議案第11号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年7月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 萩原、地目 登記簿 田、現況 休耕田、
面積 188 m²、申請人氏名 熊野町萩原
転用目的 太陽光発電施設設置のため、転用理由 現在休耕で所有者も高齢のため太陽光発電設備を設置する。

事務局

番号 農地の所在 呉地、地目 登記簿 田、現況 田、面積 1,944.19 m²外 2筆 計 4,115 m²
申請人氏名 府中町浜田
転用目的 農地改良(一時転用)、転用理由 堰堤下部からの漏水を予防し、利用しやすい農地とするため。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。一緒に審議したいと思います。

番を 委員、番は 委員さんでお願いします。

では、番を 委員おねがいします。

委員

皆さん、おはようございます。

番の さんのところですが、7月19日の9時から現地調査を事務局と行きました。現在、休耕ということで雑木が生えたり、草がいっぱいになっている様なところですが、この方は高齢なので、太陽光発電をされると言うことらしいです。別に問題はないと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

番を 委員お願いします。

委員

では失礼します。

さんの件につきまして、一ヶ月ほど前にご審議をいただきまして、ご了解いただいたのですが、本日は加えて、こちらに示してあります1,944 m²と、少し前に審議していただいた湿地帯とレベルが一緒の繋ぎを併せてやりたいと言うことで、本日の上程になったと言うことでございます。書いてございますように、上部が池でございまして、そこからの漏水が非常に激しいということで、両方の土地を合わせて嵩上げといいましょうか、やりたいということで、本日ご審議をいただきたいと思います。

場所については、先日説明しました様に、職員の駐車場を挟んだ道路を呉地の方に行きますと、ちょうど突き当たりの左側に さんの家がございまして、その下にこの土地がございまして、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長

はい。ありがとうございました。

当案件について、何か質問はございませんか。

議長

は、陰にはなりませんか？

委員

は、あの家の前のほうなので、別に陰にはなりません。

委員

あそこは夕日が長くあたる場所ですね。

| | |
|-----|---|
| 議長 | ほかに何かないですか。 |
| 議場 | (全員：質問なし) |
| 議長 | では、質問がないようですので、お諮りします。 議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。 |
| 議場 | (全員：異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は許可することに決定致しました。 |
| 議長 | 次に、日程第3、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より朗読をお願いします。 |
| 事務局 | はい。議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め る。平成28年7月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登 |
| 事務局 | 番号 農地の所在 出来庭 、 地目 登記簿 田、現況 田、 面積 242 m ² 、 権利 賃借権 譲渡人氏名 熊野町出来庭 譲受人氏名 熊野町萩原 、 転用目的 一般個人住宅 施設等 木造 建(m ²) 転用理由 両親の住んでいる隣地に建築し、両親の老後の世話をしたいため。以上になります。 |
| 議長 | はい。ありがとうございました。 |

それでは、地元委員さんの結果報告ならびに補足説明を求めます。
委員をお願いします。

委員 はい。15日に事務局職員と現地で調査して参りました。まあ、別に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

委員 あ、すいません。これ とは読みません。

事務局 一応、住基では、フリ仮名は です。

委員 と言って読むんですね。

委員 ここには道がありますか。

委員 小さな道があります。 の方から。

委員 あそこは軽自動車ぐらいしか通らないですか。

委員 普通車も通れます。普通車は通れますが離合は難しいです。

委員 それで、 の所に抜けられますか。

委員 抜けられます、非常に厳しいですが。

議長 ほかにありませんか。

議場 (全員：質問なし)

議長 では、質問がないようですので、お諮り致します。

議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、ご異議はありませんか。

議場 (全員：異議なし)

議長 異議なしと認めます。

議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定致しました。

議長 次に、日程第4、議案第13号「農地改良届について」を議題と致します。

議長 事務局より議案の朗読をお願い致します。

事務局 はい。議案第13号「農地改良届について」

平成28年7月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局 番号 農地の所在 新宮 、 地目 登記簿 田、現況 田、面積 410 m²

申請人氏名 安芸郡熊野町新宮

施工責任者 熊野町新宮

改良の目的 道路や河川と比べて低いため、作物が生育しづらいため。

以上になります。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、調査結果報告ならびに補足説明を求めます。

委員お願いします。

委員 報告します。昨日、事務局と一緒に現地調査を致しまして、これは町道になるんですかね。(事務局：町道です。)町道の3mぐらいになりますかね、大方。で隣地との間に約1mのコンクリをやって、擁壁を作り、そこを埋め立てると言うことのようにです。別に問題はないと思います。ご審議のほどお

願います。

議長

はい、ありがとうございました。

当案件について、何か質問はございませんか。

議場

(ありませんの声あり。)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第13号「農地改良届について」は、異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。

議案第13号「農地改良届について」は、受理することに決定致しました。

議長

次に、日程第5、議案第14号「熊野町農業振興地域整備計画の一部変更について」を事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局

議案第14号「熊野町農業振興地域整備計画の一部変更について」
熊野農業振興地域整備計画において、要望があった下記土地を農用地除外とする計画変更について熊野町長から意見照会があったので意見を求める。
平成28年7月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農用地除外を要望する土地 呉地 、 地目 田、 面積
669 m²、 要望届出者 広島県安芸郡熊野町呉地
除外理由 露天駐車場として利用するため。

事務局

番号 農用地除外を要望する土地 新宮 、 地目 田、 面積
393 m²、 要望届出者 広島県安芸郡熊野町新宮
除外理由 隣接施設の増築のため。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>番号 農用地除外を要望する土地 新宮 、 地目 田、面積 645 m²、 要望届出者 広島県広島市安芸区船越南</p> <p>除外理由 当該地は水田を中心に耕作をしていたが、猪等の獣害により稲作が困難となり休耕中である。雑草などにより近隣へ迷惑がかかるため、転用し資材置き場にしたい。以上になります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、一括処理したいと思いますので、</p> <p>番を 委員にお願いします。</p> <p>、 番を 委員にお願いします。</p> <p>では、 委員お願いします。</p> |
| 委員 | <p>では失礼いたします。度々申し訳ございません。</p> <p>15日に事務局職員と現地調査に参りました。</p> <p>場所につきましては、役場から 方面に行きますと、 という工場がございます。その横にこの方の田がございます。今まで作ってらっしゃったのですが、もう高齢と、作業する人が居ないということで、今は休耕にされておられますが、そのままでまずいので、この度露天駐車場にするために嵩上げをしたいということでございます。</p> <p>どうぞ審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>を 委員お願いします。</p> |
| 委員 | <p>はい。報告します。7月15日、事務局職員と3人で現地調査をしました。申請のあった農地はもう2、3年は作っておられないような状態です。草が生えておりました。 さんは子供も農業はそんなにしなくてもいい、自分のところで食べるだけでいいということであります。良い具合に隣の が、土地を買いたいという申し出があったので、そちらの方に活用していただいた方がいいということで、話しができました。一つ審議の程よろしくお願いします。</p> |

議長 続いて をお願いします。

委員 はい。同じく15日に3人で現地調査をしました。現状は雑草が生えて、耕作するのは難しいと思います。やはり近所に迷惑をかけるということで、1年間に2回くらいは草を刈られていました。ですが、猪が入ってきて、この前も入ってきました。それで、良いタイミングで土地を借りたいというか、資材置き場というかそういう話があったようです。場所は、県道の大きな道の傍です。大型トラックでも何でも入るところです。
よろしく審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。
何か質問はございませんか。

委員 これ、 さんのですね。

委員 はい。

議長 だんだん高齢化して作れなくなるから。今度、8月に調査しますよね。

事務局 はい。

議長 そのときに、これが休耕地か非農地かいう事を勉強されますか。調査するために。

事務局 26日に、会長さんに行っていたのが、その勉強会でもあるのですが、基本的には例年通りの感覚でお願いできればと思います。

議長 そうしないと可哀そうですね。もし管理しなかったら、税金が1.8ですか。

事務局

条件はいろいろありまして、例えば、1,000 m²以下は対象外となります。大まかに言いますと、1,000 m²以上で道路と接道があって、本来農地として活用しておけばいいような場所だけれどしていないという場所については、税が上がるのですが、ただ、狭かったり農業がやりにくいだろうと言うような所に対しては、条件から外れるみたいです。まあ、そういう所は貸せるところは積極的に貸してみてもいいかなという話をするようになると思います。

議長

ただ、あまりにも可哀そうな気がしますね。農地をやっていないからと言って、税金が上がってしまうと。作ろうと思ってもイノシシの被害が出てしまうし。頑張ってみようと思ってもやっていけない。

農業新聞にも書いてありましたが、調査するときに、よくもめてしまうそうです。

まあ、しょうがないことだとはおもいますが。

議長

他にありませんか。

議場

(なしの声)

議長

それでは、質問がないようなので、お諮りします。

議案第14号「熊野町農業振興地域整備計画の一部変更について」は、ご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。

議案第14号「熊野町農業振興地域整備計画の一部変更について」は、「異議なし」として回答します。

議長

以上で本日の日程はすべて終了致しました。

議長

次回農業委員会は 8月19日(金)午前9時から 開催予定です。
議案については 8月12日以降に事務局より配布予定です。
以上をもちまして、平成28年度第4回 熊野町農業委員会を閉会しま
す。